

小牧市マスコットキャラクター「こまっきー」の使用に関する要綱

〔平成22年3月12日
21小秘第176号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、小牧市マスコットキャラクター「こまっきー」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、小牧市マスコットキャラクター「こまっきー」使用許可申請書(様式第1。以下「申請書」という。)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が業務に関し使用するとき。
- (2) 学校その他の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めたとき。

(使用の許可)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、キャラクターの使用の許可(以下「許可」という。)をし、その旨を小牧市マスコットキャラクター「こまっきー」使用許可(変更)通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

(使用の不許可)

第4条 市長は、第2条の規定により申請された内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可をしないこととし、その旨及びその理由を小牧市マスコットキャラクター「こまっきー」使用不許可通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。

(4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。

(5) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

(6) その他市長が使用について不相当と認めたとき。

(使用上の遵守事項)

第5条 第3条の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可を受けた目的及び方法にのみ使用すること。

(2) 市が定めた色、形等の規格に沿って正しく使用すること。

(3) キャラクターを使用する物件には、小牧市マスコットキャラクター「こまっきー」と表記すること。

(4) キャラクターを使用した物件が完成したときは、速やかに当該物件を市長に提出すること。ただし、物件の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって物件の提出に代えることができるものとする。

(5) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(許可内容の変更)

第7条 使用者は、許可の内容を変更しようとするときは、あらかじめ小牧市マスコットキャラクター「こまっきー」使用許可変更申請書(様式第4)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき許可の内容の変更が相当と認めたときは、その旨を小牧市マスコットキャラクター「こまっきー」使用許可(変更)通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 第3条及び第4条の規定は、前2項の場合に準用する。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すとともに、その旨及びその理由を小牧市マスコットキャラクター「こまっきー」使用許可取消通知書(様式第5)により使用者に通知するものとする。

(1) 第4条各号に該当すると認められるとき。

(2) 第5条に違反すると認められるとき。

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。

2 市長は、前項の規定による許可の取消しにより使用者に生じた損害について責めを負わない。

3 第1項の規定により許可を取り消された者は、キャラクターを使用した物件を使用してはならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年3月12日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の小牧市マスコットキャラクター「こまっきー」の使用に関する要綱(以下「新要綱という。)」の規定は、平成25年4月1日以降にした新要綱第3条に規定する許可から適用し、同日前にした許可については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市マスコットキャラクター「こまっきー」の使用に関する要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市マスコットキャラクター「こまっきー」の使用に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第 1 (第 2 条関係)

小牧市マスコットキャラクター「こまっきー」使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

住 所

氏 名

(団体名及び代表者名)

電 話

メールアドレス

小牧市マスコットキャラクター「こまっきー」を下記のとおり使用したいので申請します。

記

使用対象 (該当に○)	1ご案内 2歩く 3ジャンプ 4呼びかけ 5すわる 6おやすみ
使用目的及び方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	企画書 (レイアウト、原稿等)

小牧市マスコットキャラクター「こまっきー」の使用に関する要綱第 8 条第 1 項各号に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止し、小牧市長の指示に従うことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第2（第3条、第7条関係）

小牧市マスコットキャラクター「こまっきー」使用許可（変更）通知書

第 年 月 日 号

様

小 牧 市 長 印

年 月 日付けで申請のあったキャラクター使用について、下記のとおり許可します。

記

使用対象	
使用目的及び方法	
使 用 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで

- (1) 指示された色、形等に沿って正しく使用してください。
- (2) 使用許可を受けた目的及び方法にのみ使用してください。
- (3) 提出した申請書の内容に変更が生じた場合は、小牧市マスコットキャラクター使用許可変更申請書を提出してください。
- (4) 物件の完成後は速やかに市長に提出してください。ただし、物件の提出が困難な場合は、写真の提出をもって代えることができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3（第4条関係）

小牧市マスコットキャラクター「こまっきー」使用不許可通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

様

小 牧 市 長 印

年 月 日付けで申請のあったキャラクター使用については、下記の理由により許可
できません。

記

該当事項	不許可理由
	法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるため。
	市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるため。
	特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあるため。
	不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるため。
	自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるため。
	その他 (理由)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 4 (第 7 条関係)

小牧市マスコットキャラクター「こまっきー」使用許可変更申請書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

住 所

氏 名

(団体名及び代表者名)

電 話

メールアドレス

下記のとおり小牧市マスコットキャラクター「こまっきー」の使用許可の内容を変更したいので申請します。

記

	変更前	変更後
使用対象		
使用目的及び方法		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
備考	許可番号 第 号	変更内容は別添のとおり

小牧市マスコットキャラクター「こまっきー」の使用に関する要綱第 8 条第 1 項各号に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止し、小牧市長の指示に従うことを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 5 (第 8 条関係)

小牧市マスコットキャラクター「こまっきー」使用許可取消通知書

第 年 月 日
号 日

様

小 牧 市 長 印

年 月 日付けで申請のあったキャラクター使用については、下記の理由により許可を取消します。

記

理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。